

第13回教育委員会（定）

開会日時 平成25年 7月 11日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時12分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	谷田泰
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林緑
学務課長	森下真博	生涯学習課長	中島実
指導室長	矢部崇	新しい学校づくり担当課長	田中光輝
学校地域連携担当課長	木内俊直	中央図書館長	代田治

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

- 委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。ただいまから、平成25年第13回教育委員会定例会を開催いたします。
- 本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、代田中央図書館長の8名でございます。
- 本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により橋本委員にお願いいたします。
- 本日の委員会は、3名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。
- それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 委員長の選出について

- 委員長 日程第一 「委員長の選出について」を議題といたします。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、委員長の任期は1年となっており、本年7月21日をもって任期終了となります。したがって、7月22日からの次期委員長を選任する必要があります。
- 次期委員長の選任方法ですが、いかがいたしましょうか。
- 高野委員 指名推薦の方法がよろしいかと思えます。
- 委員長 高野委員から指名推薦の方法で選任する旨のご発言がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

- 委員長 異議がないものと認めます。それでは、委員長の指名について意見等がございましたら、ご発言ください。
- 高野委員 別府委員が適任だと考えますので、委員長に指名させていただきたいと思えます。
- 委員長 ほかに意見等がございましたら、ご発言ください。
- 高野委員から、私、別府を指名するご意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 異議がないものと認めます。私、別府が7月22日からの次期委員長に選任されました。

1年間、大した仕事ができただろうか疑わしい面もありますけれども、ご指名をいただきましたので、さらに1年間、引き続き、誠心誠意努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議事

日程第二 委員長職務代理の選任について

委員 長 続きまして、日程第二 「委員長職務代理者の選任について」を議題といたします。

委員長の選任に合わせて、委員長職務代理者を選任しております。このたびの次期委員長の選任に伴って、7月22日からの委員長職務代理者を選任したいと思っております。

委員長職務代理者の選任方法はいかがいたしましょうか。

高野 委員 選任の方法は指名推薦とし、委員長からご指名していただきたいと思っております。

委員 長 高野委員から、委員長が指名する旨のご発言がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 異議がないものと認めます。それでは、委員長職務代理者として、引き続き、谷田委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 異議がないものと認めます。よって、谷田委員を委員長職務代理者として選任いたします。

それでは、谷田委員、ご挨拶をお願いいたします。

谷田 委員 委員長の指名ということで、どこまで力になるか分からないですけれども、一生懸命やらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員 長 よろしくお願いいたします。

○議事

日程第三 議案第19号 平成25年度板橋区登録文化財諮問について

(生涯学習課)

委員長　それでは、続きまして、日程第三 議案第19号「平成25年度板橋区登録文化財諮問について」、次長と生涯学習課長から説明願います。

次長　それでは、議案第19号「平成25年度板橋区登録文化財諮問について」でございます。

提出者は橋本教育長でございます。

平成25年度板橋区登録文化財諮問について、下記の案件を板橋区文化財として新たに登録指定することについて、板橋区文化財保護審議会へ諮問するものでございます。

諮問案件でございます。有形文化財が4件、有形民俗文化財が1件でございます。

提案理由でございます。

上記案件は、板橋区文化財保護条例第4条第1項に規定する登録文化財、あるいは同条例第13条第1項に規定する指定文化財のいずれかに該当するものと思われるため、同条例第4条第2項及び第13条第3項、並びに第19条に基づき、板橋区文化財保護審議会に諮問する必要があるものでございます。

詳細については、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長　それでは、私の方から「平成25年度板橋区文化財保護審議会への諮問概要」、こちらを1枚おめくりいただいて、表がございましてご覧いただければというふうに思います。

まず、1、菅原神社台地上遺跡出土石器でございます。

種類は有形文化財（考古資料）3、127点でございます。

成増五丁目4番地所在の当該遺跡につきましては、南側を百々向川、西側を白子川に囲まれた舌状台地に立地し、平成3年都営住宅建てかえ工事に先立つ試掘調査で発見されまして、大規模な弥生時代の集落を中心に、旧石器から奈良・平安時代までの遺構遺物を検出いたしました。

旧石器時代のものですが、特に第Ⅵ・Ⅶ層から出土した石器群676点中、石材の硬質頁岩製ナイフ形石器等355点が山形産頁岩である可能性が高いものでございまして、原石に近い形で持ち込まれたと想定されることが大変評価されるものでございます。

南関東において、数量や内容的にまとまった石器群としましては、下総台地を除きまして南関東では類を見ないものでございまして、大いに評価されるものでございます。

続きまして、2、石成村観音堂応永二十七年鰐口でございます。

本日、鰐口の実際のものを持ってまいりました。こういうものでございます。後ほど、またご覧いただければと思います。

鰐口とはお寺で使用される仏具で、仏堂前につり下げる法楽器でございます。当鰐口は室町時代の銘文が刻まれており、銅製金石文として区内三番目に古い年号を示しております。

鰐口の表面には「武州豊島郡赤塚郷石成村観音堂」の銘文が、そして裏面には「武州新座郡中目満願寺観音堂」などの追刻が施されております。何らかの理由で赤塚から新座へ移されたと考えられます。

その後、京都のコレクターの杉浦丘園などの所有を経て、平成23年に区立郷土資料館が購入いたしまして、現在は区の所有となっております。

資料的評価の観点からは、中世に赤塚郷石成村で使用され、奉納された希少な金工品ございまして、区内最古の鰐口でございます。当時の地域の政治状況の一端を類推することのできる貴重な資料でございます。板橋の歴史上、重要な価値を有するものと考えております。

続きまして、3、旧養育院長洪沢栄一銅像でございますが、これにつきましては、養育院は洪沢栄一が発起人の1人として設立された施設でございます。

明治12年に、初代院長に就任後、昭和6年に92歳で亡くなるまで50年間在職しまして、銅像は、関東大震災による養育院大塚本院崩壊に伴い、大正12年、既に分院があった板橋へ本院移転が決まったことを契機として、同13年に東京市長永田秀一郎らが発起人となりまして、「洪沢養育院長銅像建設会」を設立しまして、650人余りの寄付を募りまして製作をしました。大正14年11月15日に、本院完成にあわせて建立したものでございます。

当初は養育院本院の事務室がありました現在の板橋第一中学校内に建てられましたが、その後、転々と位置を変えまして、昭和16年に金属供出のために台座から降ろされ、かわりにコンクリート像が台座に置かれておりました。

戦後、昭和32年の像移転の際に元の銅像に戻されまして、平成25年6月に東京都健康長寿医療センターの開院を機に、現在の地に移されました。

洪沢栄一像は、帝展・文展の審査員も務めました彫刻家小倉右一郎が製作した、完成当時は高さ4.3メートル、周り5.4メートルの花嵩岩の台座に、高さ3.75メートル、重量1.8トンの青銅製の坐像でございます。

銅像は、日本の福祉・医療の原点でございまして当分野をリードしてきました「養育院」の歴史と、その運営の中心的役割を果たした洪沢栄一による社会福祉事業への関与の原点を明らかにするものでございまして、板橋区の近代化の歴史を物語る資料として貴重なものでございます。現在、長寿医療センターのところにございますので、かなり大きな銅像でございます。

続きまして、4、日曜寺愛染講奉納石造物でございます。

日曜寺は、正徳年間に宥慶比丘が小堂を営んだのに始まりまして、宥慶に帰依した田安宗武と、その正室近衛通子が、伽藍の整備と愛染明王木像等を奉納して祈願寺となったお寺でございます。愛染明王は、藍玉をつくるために欠かせない太陽をあらわしまして、「愛染」が藍染に通じることから、本尊愛染明王が染色業者の信仰を集めたとされております。

これからお示しするのは、こちらに写真を用意しましたので、順番に見ていただければと思います。

文化年間(1804～18)には紺屋たちが玉垣を奉納して以降、近代まで多数の石造物が奉納設置され、信者の結社である講としての愛染講が発展いたしま

した。東京愛染講や滝野川愛染講、浅草愛染講、豊染講などの名が記され、信仰の広がりが伺えます。

内訳としましては、手水鉢、今、写真でお渡ししております1基、旗竿立1基、石製燈籠1組、芝染業同人之碑1基、芝染業之碑1基、岩城屋和吉之碑1基、石橋1本、玉垣1連、玉垣もう1連、染物同業有志主催の奉納額が1点、愛染明王尊の奉納額1点から成るものでございます。

特徴といたしましては、日曜寺における本尊愛染明王を信仰対象とした、愛染信仰と藍染講の歴史を伝えるものとして大変貴重なものでございます。

最後に、5、田中泰彦家文書（追加）でございます。

田中家は、成増地域の草分けの家で、江戸時代には成増村名主、明治時代以降成増村副戸長、北豊島郡役所書記、赤塚村村会議員、成増町第一町会長など地域の公職を歴任いたしました。

当家の史料は、戦前の町会史料、地域新聞に特徴があるものとして、平成22年度に古文書8、897点を登録文化財としました。今回は新たに発見した史料の追加となるものでございます。

平成23年3月に田中家内の倉庫の改築がございまして、それに伴い、新たな史料が発見されました。

文書の内容は大きく4種類に分けられまして、1点目として、江戸時代の史料嘉永元年の名主任命状写や、慶応2年、旗本大屋紗吉からの御林の開発免許状などです。

2点目として、田中為静関係史料、当家30代の田中為静は幕末から明治にかけ北豊島郡役所書記、あるいは成増村菅原神社祠掌などを務めておりまして、為静に関する神職任命状や多数の履歴書が出てきました。

3点目として、成増第一町会関係の文書。成増第一町会の町会会員名簿や役員名簿、また、日々の町会の業務を記した町会記録などが確認されました。

これらはいずれも先の登録の際には確認できなかった町会の基礎的資料でございまして、戦前の町会活動を理解する上で重要な史料となります。

4点目として、近代文書。戦中期のポスターや新聞、戦前の写真、保険業務関係の史料が確認されます。

今回、追加登録する史料につきましては、先に登録した田中泰彦家文書と出所を同じくするものでございまして、成増地域の歴史の変遷や地域の動向を明らかにする重要な史料でございます。

以上、有形文化財4件、有形民俗文化財1件を新たな区の登録文化財として文化財保護審議会に諮問したいと思っておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

本日の教育委員会でご了承いただけますと、7月29日に開催いたします平成25年度第1回板橋区文化財保護審議会に諮問する予定でございます。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 渋沢栄一さんの銅像はどのあたりだったんですか。養育院の銅像はどのあたりだったのですか。

生涯学習課長 今、ちょうどあちらの方の、新しくなった健康長寿医療センターの前のところに。

谷田委員 あの入口のところですか。

生涯学習課長 はい。入口の右側のところに大きな銅像が建っております。

谷田委員 全然、気がつかなかった。

生涯学習課長 道路からも見えるところです。

谷田委員 そうですか。

委員長 これを拝見しますと、石成村の鰐口が結構貴重なものというふうに思うのですが、ほかの手にわたっていたのを郷土資料館で買い戻したということで、非常に結構ではないかと思えます。

生涯学習課長 そうだと思います。これについては、非常に貴重な資料だということで、今回、あえて登録させていただいて、しっかり保存していきたいというふうに思っております。

委員長 あとは、例えば、この田中家文書にしましても、非常に量が多いので、これを実際に登録した後に、きちんと整理していくのにかなり、恐らく、人手がかかるのではないかという気がいたしまして。

生涯学習課長 そうですね。まだまだ、あちらの赤塚の方では使われていない納屋とか、そういうところにまだあるのかなというふうには思っております。うちの学芸員とかが日々調査を行っております。そういう中で協力を得られれば、上がらせていただいて資料を見させていただいて、こういうふうな形の手続をやっていききたいというふうに思っております。

委員長 恐らく、そういう資料がたくさん眠っていると思うので、学芸員さんも色々と人数の制限がありますけれども、しっかりと手配させていただいて、力を入れていただけるといいなと思っております。

生涯学習課長 はい、承知いたしました。

委員長 ほかにございますでしょうか。

(なし)

委員長 では、お諮りします。日程第三 議案第19号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 人事情報 (都費職員 平成25年6月分)

(指一1・指導室)

(区費職員 平成25年6月分)

(庶一1・庶務課)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「人事情報」について。初めに都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について庶務課長から報告願います。

指導室長 資料「指一1」でございます。

例月、初めに行っております指導室所管の人事についてのご報告です。

6月30日現在の教職員数ですが、合計、括弧内も含めまして1,837名であります。5月から変わっておりません。

括弧内の要員が87名で、5名増えておりまして、この要因としましては、病気休職1名と育児休業4名で、5名増えております。

2番の期限付任用教員については、変わっておりません。

3番の非常勤職員につきまして、学習指導講師が、3名の欠員から後任は決まっていない状況です。ただ、今日現在、7月11日から1人、入れることが決まりましたので、今日現在で欠員は2名でございます。

(2)の教育相談指導員以下は、変更はございません。

指導室は以上です。

庶務課長 「庶一1」の資料をご覧ください。

1ページ目の6月30日現在の職員数に変化はございません。

病気休職者については、事務1名、用務3名というところで変化はございません。

2ページ目、裏面をご覧くださいと思います。

青少年委員が2名増ということで、今回、大谷口、常盤台地区の方で1名ずつ

任用できまして、清水地区というところで1名欠員という状況でございます。
説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。
相変わらず、学習指導講師は数学でしたか、難しいですね。
ほかに、ご意見はございませんでしょうか。
学習指導講師の方は非常に難しいかとは思いますがけれども、よろしくお願ひいたします。

○報告事項

2. 児童・生徒の安全確保対策について

(庶-2・庶務課)

委員長 それでは、報告2「児童・生徒の安全確保対策について」、庶務課長から報告願ひます。

庶務課長 「庶-2」の資料をご覧いただきたいと思ひます。

まず、1ページ目でございますけれども、練馬区の方で、6月28日、練馬区の公立学校の児童が下校中に男から刃物で切りつけられるという事件が起きました。それに対して板橋区で取った措置ということでご報告させていただきます。

まず、1ページ目には現在の安全確保ということで、スクールガード、いたばし子ども見守り隊、来校者専任受付員、学童擁護業務員、防犯カメラ、防犯ブザーの配付、防犯用品の配備と、その他の措置について考えさせていただいております。

裏面を見ていただきまして、2ページ目の今後の取り組みということで、もう既に措置をしているものも含まれておりますが、(1)で、安全確保及び安全指導の徹底ということで、こちらは指導室長名で発信してございまして、各学校に安全確保の体制の確認等々について指示をしております。

(2) こちらは、来校者専任受付員。こちらは、通常は来校者の専任の受け付けということで、通用口のところに配置しているものでございますが、登下校時には、その校門の前に配置し、危険を防止するといったところで、これは翌週の7月1日の朝から、こういう体制をとらせていただきました。

それと、今現在、取り組みの最中ですが、(3) 学校危機管理マニュアルの見直しということで、登下校時における不審者対応訓練も含めて実施していく内容で、マニュアルを今現在作成しているところでございます。

これに関しては、実施時期といたしまして7月中旬、もう中旬に入っておりますけれども、標準的なマニュアルを提示して訓練に入っていきたいというふうに考えてございます。

(4) のところで、学校緊急連絡メールシステムの導入ということで、先般、こちらの方についてもご報告させていただいた内容でございます。

それと合わせて、スクールガード、いたばし子ども見守り隊への周知というこ

とで、もう既に協力の強化ということでご依頼してあります。

それと、「あいキッズ」、放課後子ども教室における対応ということで、各事業者、協力者に対して、こちらの方についても同様に注意喚起をご依頼しているところでございます。このような措置をとらせていただきました。

ご報告については、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 学校緊急連絡メールシステムの導入ということなのですが、昨年の保護者のアンケートの中で、不審者情報が流れた後に、その後の動向について全く学校から連絡がなくて、とても心配したというようなアンケートでの回答がすごく多かったと思うのです。

それで、今回のこれは不審者が出ましたという情報を流すというか、これ自体はそうですよね。そうすると、保護者の方たちは、その後、それがどうなったかという結果をすごく期待されていたように思うのです。

校長先生の回答では、不審者情報は流すけれども、それは警察の管轄であって、学校からはその動向については連絡ができないというような、たしか、そういう内容だったと思うのですが、その点について、やはり保護者の方はその後の動向をすごく、むしろそういう情報が出たからには、とても気にされているなと思ったので、その辺の扱いについて。

庶務課長 その件に関しましては、私の方でも、このシステムを導入するに当たりまして、小P連の方で2回、中P連の会合の方に1回、お伺いさせていただきまして、システムのご説明をさせていただきました。

その際に同様のご要望をいただいておりますので、この運用に当たって、その情報については、解決するまで、例えば犯人に関して確保されたといったところまで流すということを運用マニュアルで明らかにして、各学校の方に周知し、指導していきたいというように考えてございます。

高野委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ただ、解決まで流すのはいいのですが、解決までの経過が恐らく情報として学校は取れないです。

ですから、それは例えば3警察から各学校にというのは非常に難しいので、教育委員会のどこかのセクションでまとめて受けて、それを該当する学校に流すというような方法をとらないと、多分、警察の方もどこへ流していいか分からないというのがあると思いますし、学校の方も恐らく確実な情報はどこからも取れないというので、そういうシステムをきちんとつくったらいいのではないかなと思います。

庶務課長 分かりました。今回のマニュアルは、学校単位の発信と、合わせて、教育委員会から直接流すことを可能にいたしましたので、3警察の方に協力を依頼しまして、その情報が入り次第、こちらの方から、板橋区全域で流すことも1つ考えてございます。

教育長 危機管理にいましたので、さんざん警察とやりとりをやっていた、その経験からですけれども、捜査中の情報については絶対に出てきません。

したがって、確保したという情報についても、逆に、テレビの方が早いです。

所轄の警察から確保情報についても、最終的には来ますが、実際にはテレビの方の情報が早くて、警察からは遅いということがありますので、現実的には、途中の情報というのは、多分お流しすることが結果的にはできないと思います。

したがって、そういう状況であるということについて、こういう情報を流すときには、ぜひ、そういう認識もしていただく必要があるのかなと思いますので、その辺も含めたPRをちゃんとしていきたいというふうに思います。

ただ、いただいた情報については確実に流させていただくというスタンスでいかせていただきたいと思います。その点をご了承いただければと思います。

委員長 恐らく、保護者の方は色々な情報がもらえるという期待をしているんですけども、恐らく、非常に難しいというのは、実は分かっております。

青木委員 昇降機の事故調査の推移でも、全くそうです。警察と連動はしていても、途中の情報は、法律的に流せない。守秘義務という話になってしまいますね。

谷田委員 昨日、仕事で宮城県岩沼市というところに行ったんですけども、そのとき、たまたますれ違った中学生が、全然知らない人なんですけれども挨拶をしてくれました。

久しぶりにそういうことをしてもらったなという感じで、一緒に歩いている社員と、「こういうのって、最近、珍しいよね」という話をしていたんですけども、今、基本的に子どもたちは、知らない人に挨拶することはしないですよ、どうですか。

指導室長 校内に来たお客さんには挨拶しますが、外で知らない人に声をかけるということはやらないですね。

谷田委員 しないですよ。

指導室長 やらないです。

谷田委員 それをすごく珍しく感じるのと、でも、それはそれで決して悪いことではないなというふうな感じはしたんですね。

ただ、東京だと余りそういうことを推奨することはしないなと思って。子どもたちの安全を考えると、そういうことをしてはいけないとか、しないとかということでしょうけれども、たまたま昨日そういうことを感じたときに、こういうのは決して悪いことではないなというふうに思って、なかなか難しいなということを感じました。

委員長 練馬の事故が、正門の前でということで、専任受付職員を校門の前に配置するというようなことになったんだと思うのですがけれども、実際には、事故は校門を出てから家に着くまでのどこで起こるか分からないので、最終的には、子どもたちが自ら危険を予測し、回避する能力を身につけるとするのが一番大事なことでないかなと思っております。

ほかにご意見等がございましたら、どうぞ。

なければ、報告3に移らせていただきます。

○報告事項

3. 学校適正規模及び適正配置に向けて（取り組み基準及び手順）（案）について

（新一1・新しい学校づくり担当課）

委員長 それでは、報告3「学校適正規模及び適正配置に向けて（取り組み基準及び手順）（案）について」、新しい学校づくり担当課長から報告願います。

新しい学校づくり担当課長 それでは、学校適正規模及び適正配置に向けて（取り組み基準及び手順）につきまして説明させていただきます。

資料は「新一1」をご覧ください。

学校適正規模・適正配置の進め方に関しましては、大山小学校の協議の際にも多くのご意見を関係者や議会からいただきました。情報提供や協議を開始する基準、タイミングであったり、協議会の設置・運営に関するものが多くございました。

今後、適切に取り組んでいくために、昨年5月に策定いたしました「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」、こちらに関しまして、より具体的な考え方や基準等を定めることといたします。

この構成といたしましては、学校施設の改築・大規模改修を契機とする検討、それから、児童・生徒数の変動を契機とする検討という2つの観点から示しています。

協議会の運営等につきましては、昨年5月の基本方針を補完するものとして、より具体的に示しております。

それでは、内容ですけれども、1ページ。こちらに、1といたしまして、学校施設の改築・大規模改修を契機とする検討でございます。

学校施設の改築や大規模改修を検討するに当たりまして、学校の適正規模を維持・確保するために周辺校を含めた学校規模の検討を行うことといたします。

通学区域の見直しや改築・改修などの施策を組み合わせ、学校の統合についても総合的な視点に立って積極的に検討することといたします。

この1ページには、学校施設整備と学校規模から考える教育環境につきまして、めくっていただいて2ページ目には、基本方針にも示しましたが、適正規模により期待される効果、これを掲載しております。

具体的な検討や協議の流れといたしましては、改築・大規模改修検討時に周辺校を含めた区域の児童・生徒数の推移や将来推計、地域の状況等を踏まえまして、学校統合の可能性や通学区域の見直しを検討することといたします。

この留意点といたしましては、区全体で定められました「公共施設等の整備に関するマスタープラン」や今年度に教育委員会で策定いたします「学校整備基本計画を」踏まえて、学校の適正配置と改築・改修を連動させていくことといたします。

この点につきましては、新たな考え方でありまして、後ほど、もう少し詳しく述べております。

3ページに入りますけれども、協議会につきましては、学校の改築や大規模改修と学校の統合によりまして、適正規模が将来にわたり維持され、何よりも教育環境が向上されると考える場合に設置いたします。

協議につきましては、基本的には2年間といたしますが、施設状況等によっては協議期間を短縮してまいります。検討や協議の視点につきましては、下に記載のとおりでございます。

この3ページの中ほどからは、適正配置と学校整備基本計画との連動について示しております。

まず、5月に策定されました区全体の「公共施設等の整備に関するマスタープラン」について簡潔にまとめています。

マスタープランの対象となる施設のうち、学校施設は約57%を占めております。新しい学校づくり担当課を事務局にいたしまして、学校関連施設検討分科会が設置されております。今年度からおおむね2年間を目途に、個別整備計画を定めることとなっております。

なお、この検討分科会には4つの分科会が設置されております。その他のものといたしましては、区民集会所などの関連する集会所等の検討分科会、いこいの家、ふれあい館を取り扱います高齢者福祉施設検討分科会、それから児童館、学童クラブ、保育園を取り扱います児童福祉施設分科会の4つとなっております。

また、マスタープランにおける学校教育の今後の方向性につきましては、大きく3点あり、記載のとおりとなっておりますけれども、その1点目にありますとおり、「板橋区が目指す学校教育を支えるための教育環境の向上と生徒数の推移や改築・改修の経費を総合的に勘案し、統廃合も視野に入れ、適正規模・適正配置を推進していきます」とあります。

これは、マスタープラン本体の将来需要を見通した適正配置の推進、施設総量抑制という基本的な考えがもとにされています。

4ページをご覧ください。

こちらでは、教育委員会で今年度策定いたします「学校整備基本計画」についてでございます。

この計画を策定するに当たって重視する視点については4点示しておりますが、1つ目、①改築・改修経費の増大、集中回避への対応、②老朽施設の長寿化への考え方、③将来にわたる適正規模の維持・教育環境の向上、④「公共施設等の整備に関するマスタープラン」の基本方針に示される施設総量抑制、こちらを挙げております。

策定スケジュールについては、表にありますとおりです。こちらは、個別計画という部分につきましては、集中的には昭和30年代に建築されている9校について優先的に、具体的な順序、方策を検討してまいります。その後、年度内に策定するという流れとなっております。

中ほどの二重枠にありますとおり、学校適正配置と連動した計画を策定、推進する。これによりまして、一定のエリアの中でよりよい教育環境の学校を整備していくために教育上望ましい規模の確保や施設整備等に取り組んでいくことを目的といたします。

5ページをご覧ください。

こちらでは、2、児童・生徒数の変動を契機とする検討でございます。

大山小学校の進め方でもいただいた意見、ご指摘などを踏まえまして、大規模化も含めて、具体的に取り組む時期等を示しています。

まず、小規模化についてでございます。

急激な児童・生徒数の減少が予測される場合。これらに合わせまして、小学校では全学年が単学級になったとき、中学校では単学級の学年が出現したとき、これらの場合に、情報提供や意見交換を開始いたします。その内容につきましては、これまでと同様でございます。

協議会の設置時期につきましては、小学校では、①6学級で全校児童が120人未満になったとき、②10人以下の学級が出現したときのいずれか。中学校では、①5学級以下で全校生徒数120人未満になったとき、②20人以下の学級が出現したときのいずれかとしております。

協議の内容につきましては、小規模となった学校地域では、児童・生徒数回復に向けた検討及びその取り組み、また、周辺校も含めた学校適正配置の協議を行います。

協議期間につきましては原則として2年といたしますが、ただし、小学校では複式学級が見込まれる5人以下の学年が出現した場合、中学校では10人以下の学年が出現した場合には協議会の結論を早める必要があるとしております。

6ページについては、大規模化についてでございます。

基本的な考え方につきましては、通学区域の調整、それから、通学区域の調整でも困難な場合につきましては、仮設校舎の建設や校舎の改修、増築の検討でありまして、これは適正規模・適正配置審議会の答申にもあるとおりでございます。

情報提供、意見交換の開始時期につきましては、①学級数の増加により5年以内に教室の不足が見込まれるとき、②300戸以上の大規模集合住宅の建築情報

を得た時としております。

基本的には、教育委員会の通学区域変更方針や増改築方針を示して進めていくこととなりますけれども、必要に応じて協議会を設置してまいります。

3番では、協議会についてでございます。

協議会の設置や運営方針につきましては、基本方針でも定めておりましたけれども、さらに詳細な事項を定めております。

特に、7ページの(2)のところ、協議会の運営基準についてでございます。

第1回協議会の開催前に「準備協議会」を開催いたしまして、協議会委員で運営基準を定めることといたします。

特に大山小学校教育環境協議会の協議において課題となりました会議の傍聴に関する事、協議期間中の児童・生徒の入学に関する事、特に、例えば学校案内への表記であったりとか公表の仕方、それから各委員の所属する組織への周知及び意見聴取、あるいは集約に関する事、そして、最終的な協議会としてのまとめの方向、これらについて協議会委員の考え方の一致のもと、協議を開始していきたいと思っております。

説明については、長くなりましたが以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 最後に話のあった準備協議会が1つポイントになるようなことですかね。そうすると、協議会設置をする学校が幾つか出てくるかもしれないですけども、ケースによって運営の方法が変わる可能性もあるということですよ。

新しい学校づくり担当課長 そうですね。それらの実情というか、考え方によって、開催のペースであったりとか、開催の範囲というか、内容ということも全く変わってくるかと思っておりますので、事前に協議委員の方々が認識を一致して進めていくということを大事に進めたいと思っております。

谷田委員 そこが大事ですね。あと、具体的に協議会をスタートするところが、多分、幾つか出てくるということですね。

新しい学校づくり担当課長 そうですね。これは小規模化に関してですけども、5ページ目の協議会設置という欄についてでございますけれども、例えば、この数値等の状況だけでいきますと、小学校の6学級120人未満という学校につきましては、志村第三小学校、板橋第九小学校。10人以下の学級が出現しているのは板橋第九小学校です。
中学校につきましては、5学級以下で120人未満というところでは、板橋第五中学校、向原中学校。20人以下の学級が出現しているのは向原中学校ということで、これらの学校につきましては何らか協議会を設置したいというふうに考えておりますけれども。なお、志村第三小学校につきましては、地域に「志村第三

小学校を考える会」というのが存在しておりまして、今年の1年生も相当人数が増えております。

7ページが一番下のところにもありますけれども、そういった既に学校を支援する組織が設置されているような場合につきましては、こちらからの協議の上、既存の組織の活用についても図っていきたいというふうに考えております。

青木委員 基本的なことで恐縮なのですが、小規模化、大規模化もそうですけれども、子どもの人数ですとか学級の考え方というのは、例えば、ほかの区ですとか、あるいは東京都の例えば条例だとか、そういう考え方に倣ったものなのか、これは板橋区独自のことなのかというのは。

新しい学校づくり担当課長 この協議会の設置時期とか、そういったものについては、今回、板橋区独自でやっております。

青木委員 大体、過去の事例からということで理解しておけばよろしいですか。

新しい学校づくり担当課長 そうですね、120人未満という数字も出ているのですが、そちらにつきましては、1ページ目のところでも、教育上望ましい規模というのを適正規模・適正配置審議会のところでも定めております。

そこでは、小学校では1学級当たり20人から30人、中学校では1学級当たり30人から35人ということで、基本的には20人ということベースにしております。

中学校では30人という記載にはなっておるのですが、1つの学級でも20人程度いる状況であれば、複数のグループをつくって学習で意見をぶつけ合ったりとか、そういったことも可能でありますので、その人数、各学年20人というのが1つのラインというふうにはなってくるかとは思いますが。

青木委員 分かりました。

高野委員 5ページのところの「地域として小規模化を検討する必要がある場合は、複数校の通学区域での協議会設置を検討する」というところがあるのですが、これは、具体的に1つの学校だけではなくて、例えば、今、板橋第九小学校だったら、例えば板橋第八小学校とか、そういうところも含めて、これから先の統廃合というか、そういうことも踏まえた協議会をとということですか。

新しい学校づくり担当課長 そうですね。大山小学校の例のときも、周辺等にも協議会への参加というのを打診はしてみたんですけど、大山小学校単体での協議という形になりました。

そういった意味では、少し広い一定のエリアの中で適正な規模を考える、あるいは今回打ち出している学校の施設の更新、そういったものも踏まえた少し広い視点から考えていくためには、少しエリアを広げた検討ということも重要なこと

うふうに考えていますので、そういった意味では、周辺校も含めて、周辺地域も含めて、協議ができればというふうには考えています。

委員長 周辺を含めて考えるというのは、色々、メリット、デメリット両方あると思うのですが、広く含めて検討した方がいいかなという気はいたしております。

今回の運営基準の中に傍聴規定をきちんとするというのがありましたけれども、色々、大山小学校では問題があったというふうに聞いておりました、この辺をきちんとしておかなければいけないのではないかとこの気はいたします。

大体、協議会をつくるという話が出た時点で、その次年度の入学者数が減ってくるという現象も過去には多く見られたようですので、協議会は、2年間とはいっても、なるべく短期間で決めた方がいいかなという気はしております。次年度の入学の準備とか色々含めて、2年間とはいっても、ある月から始めた方がいい部分があるのではないかと思います。

それと、協議内容をしっかりしておくということで、ここに5個が挙がっていますけれども、あくまでも一番大切なのが学校規模回復に向けた方策の検討と学校適正配置の方策の検討ということで、このために協議会を開くわけですから、「現状維持がいい」という意見は、協議会ではあり得ない。

協議会を開く以上は、そういった意見はないんだというのをはっきりしておく必要があるのではないかとこのように思っています、保護者から見れば、人数がどうあろうと、現状のままがいいという意見が出てくるのは考えられるのですけれども、それではだめだということで協議会を開くわけですから、この辺はしっかり徹底しておかないといけなかなというふうに思います。

新しい学校づくり担当課長 傍聴に関してですが、大山小学校の傾向といたしましては、いわば地域の方の代表から出てきていただいたり、同窓会の区分から出てきていただいたりするんですけども、要するに、自分にも意見を言わせてほしいというようなことでした。

途中からは許可を出したりという話もあったんですけども、その辺については、それぞれの傍聴規程の中で定めていくことだとは思っていますけれども、1つ、決定する事項のところ、各委員代表組織への周知であったり、意見聴取ということがありますので、例えば地域であったり、PTAであったりという代表者の方がいれば、協議会から協議会の開催期間の間の中で意見を伝えてもらったりとか、あるいは吸い上げてもらったりとか、そういったこともしていけたら少しはスムーズにいくというのは考えています。

それから、本日、その資料を各委員さんにお示しするのが少しぎりぎりになって大変申しわけなかったんですけども、本日、いわゆる、たたき台とか素案といたしましてご覧いただきまして、また、ご意見があればいただきたいと思っております。

そういった部分を、再考、見直しをいたしまして、次回、しっかりともう一度、諮らせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかにご意見がなければ、とりあえず、今日はこれまでにしておきますけれども、何かご意見、質問等がありましたら、次回に改めてまた発言していただくということでもよろしいでしょうか。

新しい学校づくり担当課長 また、途中でもご連絡いただければ、次回までに、再度、内部でも検討して示したいと思います。

○報告事項

4. あいキッズ事業の見直しについて（案）

（地－1・学校地域連携担当課）

委員長 では、報告4に移ります。「あいキッズ事業の見直し（案）」について、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、「あいキッズ」事業の見直し（案）について、ご説明させていただきます。

私の方も、今、田中課長が申し上げたように、また、次回にも方針決定というようなところで、今回、ご提案させていただいて色々ご検討いただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料「地－1」をご覧ください。

平成21年度から開始いたしました「あいキッズ」事業ですが、制度開始から5年が経過いたしました。

安心・安全な居場所の提供の確保、それとともに、地域の方が先生として参加するサポーター事業など、様々なプログラムを展開して児童の健全育成を図るなど当初の目的を果たしつつあると考えております。

しかし、一方で、2の課題というところにもありますとおり、幾つかの課題が浮かび上がってまいりました。

このことから、学童クラブ登録、あるいは一般登録という2つの区分を一体化するといった、子どもたちにとっても、保護者にとっても、より安心・安全で健やかに成長できる事業とするために、制度の見直しを図ろうと考えているところでございます。

課題の2にございますように、主に①から⑦までのものを考えているところでございます。

①から③は、特に、区分が2つあることによって、子どもたちの交流の時間が限られたり、あるいは活動が制限されたりすること、また、区分ごとの対応が異なるために成長といった意味で差が生じてしまっているのではないかと考えております。

また、④につきましては、同じようなプログラムを、区分ごとの対象で並行して実施しているために、運営が効率的ではないのではないかと考えております。

また、⑤につきましては、活動拠点を学校内に移し、放課後に活用できる多く

の教室を、様々な理由から活用できていない、こういったことも浮かび上がってきております。

⑥につきましては、1つの制度で区分が2つあり、登録方法や時間、内容や区分が異なるために、保護者説明会などでも一度に理解してもらえない、こういった原因になっております。また、学童クラブ登録については、就労証明など必要書類が多く、制度がさらに複雑になっているところでございます。

⑦につきましては、就労などの理由により学童クラブの登録をすることができますが、延長などの要望に対して、それ以外の保護者からであろうかと思えます。就労要件だけではなく、広く、必要な家庭について延長などを利用していただきたいと考えているところでございます。

事業の見直しについては、3の変更概要にありますように、主に3点を中心に整理してまいりたいと考えております。

1つ目は、17時までの時間帯については、2つの区分を一体化してまいりたいと考えております。

2つ目につきましては、活動の場所、これまでの区分による対象者別、一般と学童というところから、目的別、例えば体を動かす場所や落ち着いて過ごす場所、こういった形の活用方法を考えまして、より合理的に学校施設を活用してまいりたいと考えております。

3つ目といたしまして、この改善した制度を将来にわたって続けていくために、経費につきましても精査してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2ページ目をお開きいただきたいと思えます。

4の見直しによる効果というところでございます。

今回の見直しにより、次のところに掲げられている効果が期待されているところでございます。

子どもたちにとっては、17時までの区分がなくなることから、遊び相手や活動場所の制限がされることがなくなり、また、おやつなどで交流時間の中断をされてしまうことがなくなると考えております。

また、保護者にとっても、制度が分かりやすく、また、簡素化されるために、利用させやすくなると考えております。

17時まででは無料であるため、経済的な効果もあろうかと考えております。さらに、延長利用の要件が就労などに限られることがなくなりますので、より公平に子育てとの両立が図られるのではないのかなと考えております。

また、制度全般の成果といたしましては、今まで以上に、利用したい児童が利用したい方法で参加できるため、利用を控えていてほかの遊び場などに行っていた子どもたち、そういった潜在的な待機児童がいなくなるのではないかと考えております。

また、学校施設をこれまで以上に活用することによって、活動内容によって場所を使い分けたり、雨天などで活動拠点が限られたりしなくなるようにしたいと考えております。そして、施設や人材等をこれまで以上に効率的に活用し、より効果の高い制度運営を実現してまいりたいと考えているところでございます。

ここで5番目と6番目のところですが、2カ所、訂正をお願いしたいと思います。

5の変更の「イメージ図（2ページ）のとおり」と書いてあるのですが、これは「（3ページ）」の誤りでございます。また、6番の変更内容、「新旧対照表」というのは「3ページ」と書いてございますが、「4ページ」にご訂正をお願いしたいと思います。

では、3ページ目、「イメージ図」をご覧くださいと思います。

上段が現行制度、下段が新制度のイメージでございます。

時間で8時から、あるいは8時半からとあるのは、夏休みなど一日の利用日で、放課後、途中からありますが、ふだん、学校の授業が終わってからという平日のものでございます。

学童クラブ登録と一般登録との区分を一体化することによって、当該小学校の全児童が17時までは分け隔てなく一緒に活動できることができるようになります。

また、「オプションタイム」と銘打っておりますが、延長を希望する方には、就労要件等にかかわらず、一部、利用料を負担いただくことにはなりますが、ご利用いただけるような制度にしていきたいと思います。

続きまして、4ページ目をお開きいただきたいと思います。

こちらが新旧対照表となっております。

まず、区分の名称でございますが、現行制度では対象児童により区分を設けておりましたが、新制度では区分を設けずに時間帯で分ける形式とさせていただいております。

名称については、「レギュラータイム」「オプションタイム」と書いてございますが、より親しみやすい表現があれば変更していきたいと思います。

3番目の時間延長の対象者についてでございますが、これまでは学童クラブ登録を対象としていたため、3年生までとしていました。今後は、児童の成長、健全育成の観点から、1、2年生、あるいは3、4年生、5、6年生と、低学年、中学年、高学年、こういった形での対応を考えていきたいと思っております。

続きまして、時間延長の対象は4年生までというところで考えてございます。

実施場所についてですが、先ほどご説明いたしましたとおり、対象者別を目的別に変えていきたいと思っております。

おやつにつきましては継続いたしますが、児童の交流時間を確保するために、時間を17時以降に見直したいと考えております。

また、参加確認につきましては、区分で対応が異なりましたが、参加カード、こういったものを用いることによって、出欠や帰宅時間の確認、けが、体調管理の情報などを保護者の方と共有できるようにしていきたいと思います。

さらに、配置職員につきましては、現行制度ではそれぞれの区分で利用人数などから換算してまいりましたが、一体化に伴い、全児童を合わせた人数で指導員の適正配置、人数を見直していきたいと思います。

特に、要支援児につきましては、制度の運営上、現行制度の受け入れ枠を維持して、指導員の加配というところをしてみたいと考えております。

利用料につきましては、レギュラータイムとコアな時間については、5時までは無料にしたいと考えてございます。

雑駁でございますが、説明は以上です。ご検討のほどをよろしくお願いいたします。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 先日、常盤台小学校と板橋第一小学校を視察させていただいて、おやつがあるために区分を分けてやっていたのが、これがなくなると子どもたちも広いところで一緒に遊べていいなというふうに思いました。

分けることによる不便な点を、見た中で色々感じましたので、これで進めていただきたいと思います。

青木委員 細かい話になってしまうのですが、これは、下の方にも書いてある特別支援学級が対象になっているということで、例えばの話ですけれども、時間延長対象者は4年までということの中で、ここの切り分けというのは大変難しいと思うのですが、特例みたいなので、例えば特別支援は高学年であっても、場合によっては特例で認めるという話があるのかどうか。

学校地域連携担当課長 現在も、特別支援学級のお子さんにつきましては6年生まで認めておまして、それを継続してみたいと思っています。

青木委員 分かりました。ありがとうございます。

谷田委員 まとめていくというか、なるべく一体化していくというような考え方で、私もいいのではないかとこのように思っております。

恐らく、学校側からすると、例えば常盤台と板一でもそうでしたけれども、実施場所という考え方が一番、学校によっては「どうぞ、どうぞ」というところもあれば、「ここまでやられてしまうと、ちょっと学校の負担が大きいよね」とか、「先生たちに負担がかかるな」という差がますます出てくる感じがしております。

ですから、それを全て同じようにやるのが当たり前だというふうになると、学校が、そもそも、これは目茶苦茶やりにくいことをやってくれたなとなると、とても上手いかななくなるというふうに思っていて、そこに対して、板一などは本当にやりやすいと思うのです。

そういう差が、「あいキッズ」を今のまま進めてもなかなか大変なところもあるなというふうに思っていたのが、実施場所の件でさらに難しくなるところが、私は多数出てくる、そこに対する調整とか学校との個別のやりとりとかというのは丁寧にやっていかないと後々問題になるのではないかなというのが気になって

いるんですけれども。

学校地域連携担当課長 例えば代表校長会であったりとか、地区校長会であったり、そういったところに私どもの方でも投げかけさせていただいております。今後は、個別に学校、多分、ハード面で色々な施設、学校がございますので、その辺は実情に合わせたような形で、当然、学校の先生方にもご理解いただけるような形で進めてまいりたいと思います。

丁寧にご説明等、あとはご協力をお願いしたりというところは進めてまいりたいと思います。

谷田委員 よろしく申し上げます。

委員長 この間、「あいキッズ」を拝見させていただきまして、子どもたちが非常に元気よく、まず宿題から始めて、指導員の方もきちんと指導されているというのを拝見いたしましたけれども、本来であれば、宿題は保護者が見ているところで保護者も一緒にやってもらうのが一番いいのではないかという気もするのですけれども、色々な事情があってこういう形になっているとは思いますが。

現状で2つの形に分かれているので、色々、部屋をそのたびに分けたりして大変な面もあるということで、こういうふうに統一されるのは非常に結構なことではないかと思えますし、経費の面でもよくなっていくのではないかという気もいたします。

ちなみに、ここの指導員の受託法人というのは、どういう契約関係になっているのですか。業務委託ですか、指定管理。

学校地域連携担当課長 業務委託です。

委員長 業務委託になっていて、そこで地域のサポーターがいますよね、その辺との関係はどうなっているのですか。

学校地域連携担当課長 業務委託をしているところではございますが、区の職員も携わっているんです。エリアマネジャーという形で3校に1名当たりで携わっておりますので、その辺を通じながら、エリアマネジャーが地域との関連、あるいは学校との関連というところを、法人の間に入って行っているということでございます。

委員長 その辺が、法的には特に、そういう、同じ業務をするわけではないわけですね。

学校地域連携担当課長 違いますので。

委員長 ですから、特に問題はないと。

学校地域連携担当課長 連絡調整というところでやっております。例えば、地域の方で、囲碁とか将棋というのが得意な方がいらっしゃるという話を聞けば、そういった方に先生になってもらって子どもたちに教えてもらうというようなプログラムを、「では、やってください」というようなところでは持っていますので。

委員長 分かりました。ほかに、ご意見はございますか。
これも今日決定ということではないので、また、ご意見等がございましたら、途中でも結構ですし、次回にも改めて提出していただければよろしいかと思えます。

○報告事項

5. スクールゾーンの規制時間の見直しについて

(地-2・学校地域連携担当課)

委員長 それでは、報告5「スクールゾーンの規制時間の見直しについて」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 では、続きまして、スクールゾーンの規制時間の見直しについてご報告いたします。

お手元の資料番号「地-2」をご覧ください。

昨年度実施いたしました通学路の合同点検におきまして、スクールゾーンの規制時間が児童の登校時間の実態と合っていない学区域がございました。

これを実際の児童の登校時間に合わせて、その規制時間を7時30分から午前8時30分までの1時間に統一いたしまして、児童の交通安全確保を図っていくものでございます。

このほど、該当する43の小学校長から要望書を私どもが受理いたしましたので、教育長名による要望書も添えまして、教育委員会から各管轄の警察署の方に提出いたしました。

各小学校の現在の状況は裏面のとおりでございます。

なお、既に規制時間が午前7時30分から午前8時30分までになっている小学校が7校、それと、スクールゾーンの設定がそもそもないという小学校が3校ございましたので、このことも申し添えておきます。

今後でございますが、各警察署におきまして現地調査を行い、公安委員会に上申いたします。

公安委員会の決定を受けてから変更作業に入るものと思われませんが、標識の実際の取りかえなどの作業が必要となってしまうため、実際に変更となるのには多少時間がかかるものと思われております。

報告は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 2時間のところもあれば、時間帯もずれていたりとか、結構、ばらばらで決ま

っていたということなんです。

学校地域連携担当課長 そのような形でございました。

谷田委員 ぜひ、こういう形で進めて、統一していただければいいなと思うのと、あと、このスクールゾーンがない学校が3校ありますよね。

学校地域連携担当課長 はい。

谷田委員 なぜ、スクールゾーンはなくていいのでしょうか。

学校地域連携担当課長 車の交通量が少ないからだと考えております。

そもそもスクールゾーンの設定というのは、各学校の方で、ここが通学路というような形でスクールゾーンを決定して、各所管の警察署に届けているというところでございますが、この新河岸小学校、緑小学校、赤塚新町小学校、こちらは届けをされていないということです、該当がないということです。

特に、緑小学校はサンシティの中にごございますし、赤塚新町小学校も車が通れない団地の中にあるということで、なかったと考えております。

ただ、新河岸小学校につきましては普通の道路を使っているもので、どういふことなのかというところでは考えているところではあります、校長先生にも伺って、特に指定はされていないということでした。

谷田委員 それは各校、確認を取っていただいているということなんですか。

学校地域連携担当課長 はい。

委員長 いずれにせよ、時間を統一するのは結構ではないかと思えます。近接している学校で、こちらとこちらの時間が違うと、恐らくその道路を利用する方は戸惑うこともあるかと思うので、統一されるのは結構なことだと思います。

それでは、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

(なし)

委員長 なければ、私の方から1件だけ報告しておきますけれども、「あいキッズ」の件は先ほどお話でありました。

もう1件は、7月8日に防災担当大臣と下村文部科学大臣が視察に見えまして、区長とともに防災センターで現況説明など、大谷口地区と、これは教育委員会関係ではないと思うのですけれども、もう1つが板橋第二中学校の防災倉庫の視察に来られましたので、私もそれに同行いたしました。

板橋第二中学校の防災倉庫は非常に広くて、きれいに整頓されておりまして、本当はもっと狭いところを見てもらった方がよかったかなというのもあるんですけども、非常にきれいな倉庫でした。

ですが、内容については余り大臣も把握されていないような部分もあったので、防災倉庫の必要性をかなり実感してもらえたのかなというふうに感じております。以上でございます。

それでは、なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 12分 閉会